慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

| | |
|---|---|
| Title | 外交学の現段階 |
| Sub Title | The science of Ddplomacy : its past and present |
| Author | 内山, 正熊(Uchiyama, Masakuma) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 1973 |
| Jtitle | 法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.46, No.9 (1973. 9) ,p.1- 30 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 論説 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19730915-0001 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 外交学の現段階

内山正熊

一　問題の所在
二　外交学の過去と現在
三　外交学の方向
四　外交学の構成
五　むすび

## 一　問題の所在

外交は「術」であるか「学」であるかについては、ながらく議論の分れたところである。「外交は術であつて学ではない」という有名なビスマルクの言葉は、賛意をもつて引合に出されることが多く、外交といえば学問と縁が遠いのは、恰も政治学という学問があつても、その学問は、実際の政治とあまり関係がないのと同様であると思われて来たのである。(1) しかし、外交ということには、意外に昔から学問的な関心が向けられていた(2)ので、外交といえば、国家の対外代表又は交渉の学であり

術であるということは、一八世紀の頃からすでに認められていたのである。[3] 今では殆んど見かけない「外交学」"la science diplomatique" という名称は、一九世紀の初葉から歴として存在していたのである。[4]

一体、外交学などというものを今更もち出す必要などあるであろうか。古典外交の衰退、今日の外交官、外務省などの不振不評の形勢の中で、何もまた今わざわざ外交学をとりあげるには及ばないと思われるかも知れない。そのような研究よりも、国際政治学というもつと斬新な現代的な学問を研究する方が、時宜に適していると思われるかも知れない。このような素朴な疑問が起つたとしても、決して不思議ではないのである。たしかに、外交学は埃をかぶつたまま放つておかれた古めかしい存在であり、それはいま影がうすくなつていることは否定できない。事実、今日わが国のライブラリーに「外交学」と銘打つた書物は一冊も存在していない。概論めいたものとしては、明治三四年に長岡春一著「外交通義」という本が出されている位で、その後外交論は数えられないほど出されても、まともな外交学の本は一冊も出されなかつたのである。[5]

しかし、その反面、外交ということは、現在きわ立つて問題とされているテーマであつて、これを取扱う日々の新聞記事、論説、資料が夥しいことも事実である。そうであるとするならば、逆にこの外交を学問的対象として研究の行なわれるのが当然であるのに、なぜその外交学が放置されているのか、そのことの方が不思議な位である。アーネスト・サトウが、その「外交実務書」の中で外交を定義して、「独立国政府間の公の関係を処理する才識（intelligence）と手練（tact）との適用実行である」[6] としているが、そこでとりわけ注意をひくのは、巧みさ、技術ということよりも才識という言葉である。インテリジェンスといえば、そこには当然学識ということが入つて来るし、技術ということにしても、方法などということになれば学問理論を抜きにすることはできないであろう。したがつて、術としての外交のほかに、学としての外交があつて然るべきであつて、外交には体系的知識や原則が認められることに何人も異論がないであろう。[7] この意味においては、外交学は一昔前に、国際政治学が登場する以前から存在していたという事実をむしろ真剣に注意すべきである。殊に外交に関する

文書、資料などはながく保存されて来たし、外交家、外交官は、普通の政治家などに劣らず多くの手記や回顧録などを残して来ているので、外交学の生れる地盤は前々からあつたからである。

実際、外交に関する研究著作は意外に古くからあつたのである。すでに一七一六年には、キャリエールの "De la manière d'e négocier avec les souverains" が出ていること、またマルテンスの "Manuel Diplomatique" が一八二二年にあらわれていること、さらには、アーネスト・サトウの "A Guide to Diplomatic Practice" 初版が一九一七年に出版されていることを知るならば、少くとも外交実務研究の系統のものを外交学と呼ぶとすれば、実に外交学の歴史は、国際法学の歴史と共にはやくから存在したということが出来るであろう。

しかしながら、このような類の書物は、学の名がついているとはいうものの、それは学問体系をもつた性質のものというよりは、外交官またはその志願者向けの必携参考書であつた。それは内容的には国際法に近いものであつたといえる。このような外交実務書から一歩出て、これに加えるに外交に関する理論を以てしたのは、何といつてもハロルド・ニコルソンの「外交」である。[8] その初版は一九三九年に出され、増補三版を経ているが、この本が比較的新しいながら外交学の古典的名声を博しているのは故なしとしない。このニコルソンの本の出る前までの外交実務書の類は、たしかに一般に迎えられたものであつたが、しかしこの種の書物だけを外交学としてしまうのは失当であると思われる。もちろん、たとえマヌエルであつても、その対象と方法が明確であれば、外交学と呼んで一向に差支えないが、しかし外交学と銘打つ以上には、学としての特質を備えているものであるべきであろう。外交学は一体いかなる範囲のものをさすのか、それを明らかにしておくことが必要である。最もひろくこれをとるならば、それは、実用的ないし、政策的傾向のもの、歴史的すなわち外交史的なもの、哲学思想的なもの、それに科学的な性質のものがすべて外交学の中に入ると考えられよう。[9] 実際に外交に関する書物は、外交史関係のもの、外交政策論というものの数が非常に多いし、また実用的ということを外交官の執務参考用という意

味にとれば、例えば、The British Foreign Service (Ashton-Gwatkin), The Representation of the United States Abroad (Barnett), Foreign Affairs Personell Studies (Carnegie Endowment for International Peace) などのように明らかに外務省関係のものが多い。しかし、それはよいとして、従来のいわゆる外交学が実用主義的に傾きすぎていたことは否めない。それに対して、学問的な外交学、理論に重きをおき、新しい時代に即した対象領域と方法論をもつた外交学もまた生れ出て来てよいのではなかろうか。その意味では、今まで外交学といえば直ちに連想された位知られている名著ニコルソンの「外交」だけを外交学の正統として、それを祭りあげているのでは足りないのであつて、その外交理論をこえ進んでよいときが来ているのではないであろうか。いまや、新しい外交主体の登場、新しい形式の外交手段などをとり入れた外交理論が要請されているのである。

このような外交理論が待望されているにせよ、これに外交学という命題が与えられるためには、単に外交のある側面だけをとりあげるだけでなく、外交全体にわたつて全般的に把握されていることが必要である。いいかえるならば、外交についての技術的側面の研究のみでは足らず、外交概論ともいうべき基礎の上に立つて全体として位置づけがなされねばならないのである。したがつて、キャリエールの本のように、いかに外交官のための「マヌエルとして古典的傑作」[10]であつても、学問的に体系づけられていなければ、外交学の古典とはいわれないであろう。

しかしこのように、外交学という命題を厳密に解して、学問的体系の整つたものだけに限定するとするならば、ニコルソンの「外交」のような名著でも、やはり重要な部分が欠落しているから、「外交学」の原論とはいえないであろうし、他方またアーネスト・サトウの「外交実務書」のように、明らかに実務的なものであつても、筋立つて外交の概念が検討され外交全体にわたる要素を整理してあるものは、これを外交学の中に収容したとしても、決しておかしくないであろう。

ただ逆に、外交学をあまり広くとりすぎると、結局外交に関する研究は何等かの形ですべてそれに包容されることにな

り、明確な対象と方法をもつた体系的な外交学はかすんでしまうことにならざるをえない。それ故に、外交学を外交に関する研究という広範なものにとることにすればするほど、それだけに、外交学がいかなる対象領域の枠組をもつているかを明らかにし、各研究がいかなる種類のもので全体の中でいかなる地位を占めているかの検討をしておくべきである。

このように、外交学を広狭二義に解して、その存在をみとめる以上には、それが今日いかなる存在理由をもつか、その時代的意義を考えてみることが必要であろう。

(1) わが国外交研究の草分けともいうべき長岡春一博士「外交通義」には「外交ハ国家相互ノ関係ヲ処理スル術ナリ抑モ術（art）ト云ヒ、学（science）ト云フ其区別容易ナラス」として、学と術とは相まつてその用をなすものであり、学が大本で術は果実であつて、学が定めた規則をその目的に従つて活用するものとされている。「学ニシテ術之ニ伴ハサレハ所謂死学ニシテ、世ニ益スル所ナク、術ニシテ学ノ根拠ナクムハ浮雲ノ如ク其方針確立スルコト難シ国際関係ニ於ケル学トハ即チ国際法ニシテ術トハ即チ外交ナリ此両者ノ関係ハ恰モ車ノ両輪ノ如シ其一ヲ失ハヾ以テ用ユルニ処ナケン」と述べられている。（外交通義　明治三四年　有斐閣書店発行　五―六頁）なお、外交知識を見事にまとめた芦田均著「国際外交の知識」（昭和九年　非凡閣　一頁）も冒頭この問題を提起している。

(2) Satow's Guide to Diplomatic Practice. Fourth Edition edited by Sir Nevile Bland (Longmans, London, 1957.) の冒頭には、外交の定義づけに科学の言葉が用いられる例は、七回に上つている。

(3) Alphonse Rivier; Principles de Droit des Gens (Paris, Arthur Rousseau 1896.) Tome Premier P. 432. それには、la science et l'art de la representation des États, et des negotiations と出ている。

(4) De Bon Charles de Martens; Manuel Diplomatique. ou Precis Des Droits et Des Fonctions Des Agens Diplomatique (Paris, 1822.) P1. P.2

(5) 国会図書館でも、英修道編　日本外交史関係文献目録（慶應義塾大学法学研究会刊）でも外交学という書物は見当らない。

(6) Earnest Satow; ibid.. P.1

(7) 松原一雄　外交及外交史研究　昭和二年　丸善　二頁。

(8) Sir Harold Nicolson ; Diplomacy (Oxford Uni. Press. 1962.) 斉藤眞・深谷満雄訳「外交」東大出版会　一九六五年。

(9) Quincy Wright ; The Study of International Relations (N.Y. Appleton-Century-Crofts Inc. 1955.) P.158

(10) 坂野正高　現代外交の分析　昭和四十六年　東大出版会　四一八頁。

## 二　外交学の過去と現在

外交学という学問は、今日でこそ殆んど問題にされないで、忘れ去られた存在であるといつてよいほどであるが、それはかつて国際法学の一翼として重視された輝かしい過去をもつたものであつたのである。わが国の場合も、明治時代には、国際法が導入されたのと殆んど時を同じくして外交についても研究が向けられて、明治三四年長岡春一著「外交通義」という書物が出されたのであるが、その後は国際法学の発展にお株を奪われた形になつてしまつたのである。[1] たとえそれがとりあげられても、日本外交論ないしは外交政策論という立場で、外交は国策の一環としていわば危機対策という意識から、いかめしいたたずまいの中で把握されていた傾きがある。[2] それ故に、「外交学」という表現を明らかにした学究書はなかつたし、僅かに論説という形で「新大衆外交学」が稲畑勝治国際評論主筆によつて出されているけれども、それは、「平和の戦争が外交であり、平和の外交が戦争なのである」という非常時意識濃厚なものとして提起されたのである。[3] その点では、やはり外交評論家として令名高かつた伊藤正徳氏によつて外交読本という小冊子ながらまとまつた外交研究の書物があらわされているに拘らず、それも「外交は国防なり」の視座から筆を進め、「我が外交躍進」とか「焦土外交に到る」などという章の見出しに観取されるように、時局向きの傾向が強い。[4] 伊藤氏が本来軍事評論家として著名であつたことと考え合せて、当時の外交論の特徴を窺い知ることができるであろう。それと打つて変り、第二次大戦を経た今日では、戦前には想像も及ばないほど大きな変化があつて、外交というよりも国際政治に関する研究論作が氾濫したのである。しかし、それだけに、外交と銘打つたものも、時流に棹さした国際事情紹介や外交史的記録や回想手記のようなもの、ないしは各国外交政策論が多かつたのである。ここに外交の理論的研究が少なかつた原因としては、国際政治学の発展が顕著であつたことの反動ということが考えられる。実際、国際関係の密接化がきわ立つている現在では、国際政治学研究の大勢におされて、外交の学問的研

究の方は後面におしやられてしまつた嫌いがある。それには十分理由があつたと思うのであるが、戦前は国家主義流行の流れに沿つて、国家利益促進の見地から外交論が盛んであつたのに対して、戦後は逆に国際主義全盛時代を背景にして国際政治学が花ざかりとなつたことが相対的に国益中心の外交研究を目立たなくしたのである。のみならず、世界的な傾向として、専門外交官による古典外交の不振衰退が見られ、これも外交学の促進に水をさしたのである。こうして、昔ながらの古めかしい外交学が若々しい国際政治学の抬頭の前に色あせたものに見えたのも致し方なかつたのである。

このような風潮にも拘らず、外交自体は、たえず毀誉褒貶にたえて黙々としてその存在をつづけているのを見るとき、いまこそわれわれはこの外交に対する真摯な研究の重要性を痛感せざるをえない。外交は外に向つての働きかけであつて、国内に対しては能動的でないけれども、外交の機能は国際過程を国内過程に導入し、逆にまた内から外へフィード・バックすることを特色にしている。いわば、外交は国内政治と国際政治とを媒介する両者の接続結節点に位する限界領域概念として重要な存在理由をもつ。それはまた、国際政治の発展に即応して国家行動を調整するものであるから、単に外交は国益発展の道具にすぎないと片づけてしまうことはできない。殊に、今日の政策決定の理論が行動科学的ないしは体系分析的な現代政治学の影響を強く受けているから、これを外交学の範疇に入れることは、外交学の斬新性を著しく高めることになるであろう。

したがつて、現代外交学がこの対外政策決定過程を包容することの意義は頗る大きいといわねばならであろう。ただこの対外政策決定理論を包含する外交の科学的分析、ないし体系理論を構築することは、外交学の密度を高め規模を雄大にすることにはなるけれども、その反面、外交学の研究領域を拡張し現代政治学の流行ともいうべき体系分析の課題にコミットすることにならざるをえない。それは非常に重要で興味あるテーマではあるけれども、この対象領域を外交学の中に入れるということは、その課題をして政策決定理論ないし国際政治学の任務と混同競合させることになるであろう。それは、国際政

治学の領域に入りこみ、外交学それ自体の対象領域を逸脱することにもなり兼ねない。いいかえるならば、外交学が外交政策決定理論を包容してしまうことには問題があると思うのである。

それは外交の本質にかかわることであるが、外交と外交政策との関係を再検討することにもなるのである。外交と外交政策とを峻別すべきであるということは、かのニコルソンが力説したところであつて、その根拠は、問題の「立法的」側面と「執行的」側面とを区別して、政策と交渉とを混同すべきでないということであつた。[5] 要するに、外交は外交政策の実施に当るものであり、政策決定とは別物であるというにあつた。もしこの立場を貫くとするならば、外交学は、外交のみ、すなわち政策の執行面のみを対象とすればよく、対外政策の方は、政策決定理論の方に委ねるべきであるということになるであろう。

しかしながら、この両者の区別については、その機能に関する限り、その連続性が存在することを認めなければならない。外交を単に政策の技術的遂行過程と解するとき、外交はクリスティーのいわゆる「政策の侍女」となり、恰も行政が政治と区別されて、政治が形成した意思を単に執行する過程と同様になつてしまうのである。[6] かつて行政は政治の問題ではないとして、行政と政治との切断において把握する技術的行政学に対して機能的行政学が政治と行政との融合面で理解する態度を外交学は学んで、外交政策と外交とは連続過程を形成するという立場で両者を包含すべきであるということが主張されるに至つている。たしかに、サイモンが行政行動について、「決定すること」と「行うこと」とは密接に関係していることを指摘し、基本的には「意思決定」と「決定の執行」との二過程から成り、決定の任務は執行過程と密着しているとしていることは注目すべきところである。[7] 政策立案と政策決定とは連続した過程であるとするのは十分理由がある。

このように機能的には、外交と外交政策とは連続性が存在するに拘らず、本質的にはやはり両者の間には明かに一線を劃すべきであろう。それは、対外政策作定過程は何といつても国内政治過程であり、国内政治の次元の問題であり、未だ対外

的に発動しない段階にあるものである。しかるに、外交の方は、この国内で決定された政策を実際に対外的に発動することであるから、それは国内過程だけの問題ではなくなるのである。いいかえるならば、外交の方は国際関係に直接しているのであるが、外交政策の方は外交を介してはじめて実施されるのであるから間接的である。

この立場に立つならば、外交学は外交政策決定過程の重要性をみとめるのに吝かでないとしても、それを二次的なものと解して、それを対象領域から外すのが筋であるといえるであろう。ただし、それは、外交政策の問題を外交学はすべて排除するということを意味するものではない。外交と外交政策との異同を検討し、その両者の相関連続性をとりあげることは、外交学の任務として欠かしてはならない重要なことである。しかしながら、政策決定過程それ自体の研究は、政策決定論という独自の研究分野の方に委ね、外交学はそこまで手を拡げない方がよいと思われるのである。外交学が政策決定過程までかかえこんで負担を過重にするよりは、これを外して自らの守備範囲を固める方が賢明であると考えられるのである。外交学は、これまで歩んで来た過去の実績をふまえて、その上で新しい前進をなすべきである。その方向は何処に見出されるであろうか。

(1) わが国では国際法学の発展は顕著なものがあり、国際法学者は相次ぎ輩出したが、外交史学者は現れても、外交学専攻という形での発展はなされなかった。

(2) 例えば、満州事変以後昭和八年中央公論社から出された非常時国民全集「外交篇」は、広田外務大臣の序文にはじまり、松岡洋右「皇道外交を確立せよ」、中野正剛「力の外交」、鶴見祐輔「世界外交の危機一九三六年」、芦田均「米露支接近と光栄ある孤立日本」などという標題から見られるように、外交論が非常時国策の反映として展開されていたのである。この全集は、陸軍篇、海軍篇と同様に外交篇をとりあげているのも象徴的である。

(3) 前掲・非常時国民全集　二〇頁。

(4) 伊藤正徳　外交読本　昭和九年　中央公論社。

(5) ニコルソン　外交　邦訳　四頁。

(6) 小稿　外務省の機能変遷　国際法外交雑誌　第七十一巻、第五・六合併号　二四六頁。

(7) Herbert A.Simon: Administrative Behavior. A Study of Decision-making Process in Administrative Organization (N.Y. 1953e Chap. I.)

## 三　外交学の方向

元来、外交には実践技術的特質があるが、この面をつきつめていくとき、外交学が外交学らしい本来の課題を見出すのではないかと思われる。もし外交政策決定過程の探求の方向に傾いていくならば、当然この技術的側面の研究に重きをおくことができなくなるであろう。しかも、外交の様式、機構などの実施過程の研究は、案外になおざりにされていたかに見えるのである。外交の術と学という問題は、やはり外交学の出発点である。外交は単なる術ではないにせよ、術（アート）をはなれて外交を語ることはできない。この場合、外交をいわゆる駈引き術策を弄する意味での手法というとり方をするのではなく、それがなければ事が運ばず動かないという意味での必須用具としての外交をさしているのである。これはたとえていうならば、飛行機に乗る人は多いが、ジェット・エンジンの働き具合を知っている人は殆んどないのと同様である。[1] また、戦史について、その戦略戦術を詳しく論ずる人でも、そのとき使われた兵器の性能を弁（わきま）えている人は案外少いのと同様である。この兵器の知識がなくても戦闘の経過を語ることができるように、外交自体についての知識が欠けていても、国際外交を問題にする人はたくさんいるのである。

外交に関与している機関、例えば外務省や大使、領事などのことは知らなくても、外交問題をとりあげることはできる。しかし、それだからといつて、外交の仕組みについての研究分析がなされなくてよいわけではない。この外交を機能させている内実の研究の重要性は、今更説くまでもないであろう。それは、いかに優秀な軍隊も優れた指揮官が統率しなければ勝てないと同様に、大使が無能であれば大使館の活動も鈍くなるであろう。逆にまたよく訓練された兵隊がいなければ、いかに優れた将軍も勝つすべがないと同様に、適当な機関がなければ、優れた大使も動き働けないわけである。この喩えは、さらにピアニストとピアノの関係に、また今日的な比喩を使うならば、ソフト・ウェアとハード・ウェアとの間の関係にたと

えられるであろう。音楽には調律された楽器が必要であるが、生産技術が向上するためには、精密な機械が必要である。国際関係において、その間に処して実際に活動を運用する外交技術がなければならないのであつて、外交政策というソフト・ウェアと外交機関というハード・ウェアとが、方法手段相俟つて外交を実現するのである。

この技術的側面は、いわゆる制度機構論として、国際関係研究において比較的閑却視されて来た。外交の役割は国際関係の中で重要であるのに拘らず、それは国際政治の大きな流れに押し流された観があつたのである。この点において、戦後も依然として外交重視の基本姿勢を崩さず、その実践理論の研究を怠らなかつた英国の態度は学ぶべきである。由来英国は外交立国を地でいつた国柄であるが、戦後の混乱時代にストラング卿の「英国外務省（ザ・フォーリンオフィス）」が出されたことは意義深い。それは一九五五年のことであつたが、この著者はニコルソン卿と同じく生え抜きの外務官僚でありながら、その著書に関する限り、ニコルソン以上に外務省流の実践感覚が優れているのが特徴的である。[2] ニコルソンの方は、文字通りの外交学のスタンダード・ワークであつて、学究的理論書としては卓越したものであるが、現実外交に対処する斬新性に欠けているのに対して、ストラングの方は、その外務省の機構制度的分析はきわめて優れ、外交学の体系の中で制度論的研究の第一列に位すべきものである。それが「包括的な外交論、外政機構論としてきわめて高度の名著である」と絶讃されたのは故なしとしない。[3]

英国における外交研究のいま一つの特色は、それをただ学界の研究に任せておくことなく、政府中枢が自ら積極的に調査研究に乗り出して、密度高い調査報告を作成し学問的にも貴重な成果を生み出していることである。最近その典型的な業績は、首相自らが任命した委員会の報告、いわゆるプラウデン報告であるといえよう。それは、英国政府が英国外交の刷新のために研究報告を作成して、議会に提出したものであるが、その一七六頁に及ぶ詳細な内容は、戦後の英国をめぐる国際環境の変化から説きおこし、それに対応する行動方式を検討し、その対策にまで及んで勧告を行つた精密なものである。その報告は、英国外交の目的、構造、機能などを概括して、変動する世界情勢に即応するための勧告の形をとつた英国外務陣に対

する提要であるけれども、それは現代外交に関心を有する者すべてにとつて、頗る有益な教示に富み、単なる実務書類以上のものである。殊に、その「外交官職の任務（ディプロマティック・サービス）」の一章は、従来の伝統的な職務に加えるに新時代に対する展望を含んで、外交学研究の絶好な資料である。それには、従来通り、大使の代表の任をはじめ（リプリゼンテーション）、ルーティン事務のほか専門的職掌（スペシャライゼーション）をもつべきことや、「政治（ポリティカル・ワーク）」的任務政策企劃（ポリシー・プランニング）、経済商業的任務、情報任務（インフォメーション）、領事任務、調査司書任務（リサーチワーク・ライブラリー）、経済技術援助任務などから抗議任務（クレーム・ワーク）までつけ加えているのである。(4)

さらに案外看過されてはいるけれども、異色の外交研究書に、Sir Douglas Busk; The Craft of Diplomacy—Mechanics & Development of National Representation Overseas (London, 1967) がある。従来、外交「術（アート）」に関する著作は少なくなかつたが、外交官職（ディプロマティック・サービス）が活動する方法、その職に在る者が才幹を発揮する方法、海外任務を果す者の育成、訓練などの組織を取扱う外交「運営」「用法」についての書物は、あまり見当らなかつたといつてよい、この分野に対し研究のメスを入れた本書は、外交学に新しい光りを投じたものといえるであろう。いまここにあげた英国の外交研究を通ずる特徴は、外交学の中でも従来比較的軽視されていた機構的側面に対して緻密な検討を試みていることである。最近の国際外交の研究が新しい政治学の方法をとり入れつつ外交政策決定（デシジョン・メーキング）理論の方に傾いているとき、むしろ外交学は外交本来の姿を顧みて自らは政策実施の運用術（クラフト）研究に主力を注いだ方がその特色を生かすことができると思われる。この方向において、外交学の伝統を生かしていくことができるであろう。最後にいま一つの新機軸として外交学を体系分析的立場から探究していこうとする新らしいタイプのものとして、J・W・バートンの外交の体系分析という形での寄与を注目しておきたい。(5) これは古典的外交論に対し科学的外交論への道を開いた特異な存在理由をもつものである。それは秘密外交に象徴されるような外交の先入観念に対して科学的探求の光を投射して、外交の構造的把握を試み、伝統的な外交学に挑戦している点で注目に値する。いわば外交を行動科学ないし体系分析の立場からアタックした、外交科学の嚆矢ともいうべきものである。この接近法は、外交政策の決

定過程に分析のメスを入れたものであるが、この方向につき進んで外交学の限界領域を拡大することは、すでに述べたように頗る意義あることではあつても、いまこの方面に深入りするのを避けることは、本稿の立場として失当ではないと思う。それは他日の研究に譲りたい。

(1) Douglas Busk; The Craft of Diplomacy Mechanics & Development of National Representation Overseas (London Pall Mall Press, 1967) Forward X

(2) Lord Strang and other Member of The Foreign Office; The Foreign Office (London George Allen & Unwin Ltd. 1955.) 邦訳は鹿島守之助訳 英国の外務省 昭和三四年 鹿島研究所。

(3) 坂野正高著 現代外交の分析 四二一頁。

(4) Report of the Committee on Representational Services appointed by The Prime Minister under the Chairmanship of Lord Plowden 1962-63) London, Her Majesty's Stationary Office February 1967.) Comnd, 2276. ブラウデン報告は、一九六二年七月三〇日、第一回委員会を開いて以来三三回の会合を開き、その下の小委員会は二二回の会合をもつて、その資料収集には各方面に当り、外務省はじめ各官庁四二部局を訪ね、一二に上る各省の七五名から資料の提供を受け、殆んど連日外務省、英連邦省、貿易財政省に連絡した結果、一九六三年一二月二日最終報告を完成した成果である。その内容は七章から成り、次の如く整頓されたものである。

第一章 連邦関係の処理と外交政策
第二章 新しい外交職をめざして
第三章 外交職の任務
第四章 選抜
第五章 訓練
第六章 職掌の諸条件
第七章 結論及び勧告要旨

(5) J.W. Burton; System, States, Diplomacy and Rules (Cambridge University Press 1968.) 邦訳、内山正熊研究会訳「外交の体系分析」昭和四五年 鹿島研究所出版会。

## 四　外交学の構成

外交学には広狭二義があり、狭義のものは外交機構ないし運用論ともいうべきものであることは上述した通りである。ここに、一般的に外交学がいかなる形のものであるかについては、今までほとんど検討されていなかつたのであるが、それを明らかにすることは、外交学の前進のために必要と考え、ここに東西の外交に関する定評ある研究書を選び出し、その構成を目次を通じて概観することを試みたのである。それによつて、外交学の輪郭を知り、その上に立つて新しい外交学の青写真を作ろうとしたわけである。

この全体を通じて知られることは、外交学には伝統的に国際法学との因縁がつよく、殊に古典的外交学は外交実務、規範的な傾向がつよいということであろう。この国際法学との未分離の状態から外交学が蟬脱して、外交学独自の体系をうちたてるという方向に向つているのが今日の姿であり、それは、外交運用運営というメカニズムの分析に重点がおかれているところにその特徴があるといえよう。

これを詳しく一々解説する暇はないけれども、まず、最も古典的な存在であると思われるフランスのマルテンスのマヌエルからはじめて、次に英国のアーネスト・サトウ、ニコルソン、ストラング、バスクの四著作、それに次いで米国のフォスター、ベイリーをとりあげ、中国の李其泰著「外交学」にふれて後、わが国に及んで、長岡春一、信夫淳平、芦田均の時代順の著作から最近の坂野正高著「現代外交の分析」をあげてみたのである。この一二著の目次概要を通じて、ほぼその構成の要点を知ることができるであろう。

Le Bon Charles de Martens ; Manuel Diplomatique

シャルル・ドマルテンス　外交実務規範

概　説

1　外交学とその重要性について

2　外務省

3　外務大臣とその機能

4　外交文書

I　外交使節

1　外交使節の種類

2　秘密外交使節

II　外交官の派遣と正式国交の確立

III　外交官の享有する特権

IV　外交儀礼

V　使節の随員

VI　外交官の義務と職能

VII　外交使節の終了

VIII　公式及び外国儀礼

IX　主権者の通信様式

X　外交用法（コムザンノヨノ）

Satow's Guide to Diplomatic Practice (Fourth Edition) Edited by Sir Nevile Bland

アーネスト・サトウ　外交事務指針

I　外交概論

(1)　外交

(2)　外国元首の不可侵権

(3)　外務大臣

(4)　国家の序列と関連問題

(5)　主権者間の称号と序列

(6)　海上礼式

(7)　外交関係用語と外交文書の形式

(8)　信任状と全権委任状

(9)　外交官への助言

(10)　ラテン語とフランス語

II　外交官概論

(11)　外交官及び在外公館の権利

(12)　外交官の任用

(13)　ペルソナ・グラータ

(14)　赴任前の外交官

(15)　外交官の階級

(16)　外交官の不可侵権

(17)　外交官公邸の不可侵権

(18)　課税免除

(19)　第三国における外交官の地位

(20) 外交団
(21) 外交使節の終了
Ⅲ 国際会議と手続
(22) 公会（コングレス）と国際会議（コンファランス）
(23) 条約とその他の国際約定
(24) コンコルダ、追加条款、最終決議書（ファイナル・アクト）、一般決定書（ゼネラル・アクト）、交換または寄託調書
(25) 仮取決め、仲裁契約（コムプロミ・ダルビトラージュ）、示談または和解書
(26) 批准
(27) 加入、受諾（アクセプタンス）及び承諾（アプルバル）、留保（ノーティス・オブ・ターミネーション）、打切予告、登録
Ⅳ 英連邦と国際機構
(28) 英連邦
(29) 国際連合組織
(30) 国際連合の専門機関
(31) 国際連合　交渉、周旋、居中調停、事実審査、調停、仲裁
(32) 国際連合　国際司法裁判所
(33) 西欧諸国の連合

**Harold Nicolson; Diplomacy**
**ハロルド・ニコルソン　外交**

Ⅰ 組織的外交の起源
Ⅱ 外交理論の発達
Ⅲ 旧外交から新外交への変遷
Ⅳ 民主的外交
Ⅴ 理想的な外交官
Ⅵ ヨーロッパ外交の諸類型
Ⅶ 外交慣行における最近の変化
Ⅷ 外交的手続の要点
Ⅸ 外務職
Ⅹ 外交用語
エピローグ――外交今昔

**Lord Strang; The Foreign Office**
**ストラング　英国の外務省**

Ⅰ 概説
(1) 外務機関の性質および機能の概要
(2) 外務機関膨脹の理由
Ⅱ 各論
(3) 機構
(4) 採用と研修
(5) 勤務条件
Ⅲ 外務機関における生活と事務
(6) 大公使館勤務
(7) 領事および領事館

(8) 国際機関への代表部
(9) 外務本省
Ⅳ より広範な考察
(10) 過去および現在の外交慣習
(11) 外務職員に望まれる素質について
(12) 現在の問題と今後の見とおし
付録一 連合王国外務省機構図
付録二 外務機関改革案

**Dougals Busk ; The Craft of Diplomacy**
**ダグラス・バスク 外務機構運用法—海外における国家代表の機構と展開—**

Ⅰ 外交用語考
Ⅱ 使節団長
Ⅲ 使節団の構成
(1) 総務部(インヤンスリュ)
(2) 商務部
(3) 広報部
(4) 使節団と援助企画担当
(5) 武官
(6) 補佐官
Ⅳ 領事官
Ⅴ 安全
Ⅵ 補助要員
(1) 視察官
(2) 外交伝書使
(3) 文化代表
(4) 施設設営部
Ⅶ 人事、任用、配置
(1) 選衡
(2) 研修
(3) 厚生
Ⅷ 回顧と展望
Ⅸ 使節(ランナ)
付録A 外交官序列と任用
B 英国外交職の待遇
C 英国公務員採用局の方法

**Jhone W. Foster ; The Practice of Diplomacy**
**ジョン・フォスター 外交の実際**

Ⅰ 外交職の効用
Ⅱ 外交代表の階級(ランク)
Ⅲ 外交官の任用
Ⅳ 使節の接受

V 外交官の任務——自国政府に対して
VI 外交官の任務——外国政府に対して
VII 公式礼装、勲章(デコレーション)、献呈(プレゼント)
VIII 外交官の不可侵権
IX 外交使節の任務終了
X 他の外交官吏
XI 領事の任務
XII 条約の交渉と作成
XIII 条約の批准
XIV 条約の解釈
XV 条約の廃棄
XVI 条約以外の約定
XVII 仲裁々判とその手続
XVIII 国際抗議(クレイムス)

**Thomas Bailey ; The Art of Diplomacy, the American Experience**

**トーマス・ベイリー　外交術**

序
年代的概観
I 人材
(1) 大統領の役割
(2) 国務省
(3) 正大使(ライト)の抜擢
(4) 大使の効用
(5) 外交への助言
II 政策作定
(6) 国益の優先
(7) 政策の形成
(8) 経済利害の力
(9) 国内戦線
(10) 世論の圧力
III 外交技術
(11) 頂上外交
(12) 倫理と道徳
(13) 同盟国と同盟
IV 分裂世界
(14) 外国人の役割
(15) 対外援助計画
(16) 共産世界
(17) 非共産世界
V 戦争と外交
(18) 力の政治
(19) 軍事使節
(20) 戦争のきめ手

Ⅵ　平和の問題
(21)　平和作成の危険
(22)　中立と中立主義
(23)　軍縮の幻想
エピローグ

李其泰編　外交学(5)

Ⅰ　外交概論
(1)外交とは何か
(2)公開外交と秘密外交
(3)外交方式の変遷
(4)旧外交と新外交
(5)外交用語
Ⅱ　外交政策
(1)外交政策とは何か
(2)外交政策の作定
(3)外交政策の執行
(4)外交政策と内政
(5)外交政策と世論
Ⅲ　外交機関
(1)元首及行政長官
(2)外務大臣と外務省
(3)外交官
(4)特別代表と軍事代表
Ⅳ　常設使館
(1)常設使館の設置
(2)外交代表の階級
(3)館長の任命と接受
(4)使館の館員
(5)使館の任務
(6)外交関係の終了
(7)優先序列
(8)外交団
Ⅴ　国際会議
(1)国際会議の意義
(2)国際会議の沿革
(3)国際会議の類別
(4)国際会議の準備
(5)国際会議の組織及過程
Ⅵ　領事制度
(1)領事制度の沿革
(2)領事関係の開始
(3)領事館の設置
(4)領事館長の等級

(5)名誉領事
(6)領事の任命と接受
(7)領事館員
(8)領事の職務
(9)領事職務の終了
(10)優先順位

Ⅲ　外交特権及免除

(1)外交特権及免除の法律的根拠
(2)外交特権免除の内容
(3)外交特権及享有の範囲
(4)接受国国民の待遇
(5)特権及免除の開始、終了及放棄
(6)外交官の第三国における地位

付録

一、外交部組織法
二、駐外使領館組織条例
三、中華民国常設聯合国代表団組織条例
四、駐外外交領事人員任用条例
五、駐外外交領事人事任用条例施行細則
六、外交部職員外放資格暫行規程
七、Regulation of Vienna, 1815 and of Aix-le-Chapelle, 1818, Concernig Diplomatic Rank.
八、聯合国外交往来及豁免会議事文件及付件
九、維也納外交関係公約
一〇、維也納外交関係公約関於取得国籍之任意議定書
一一、維也納外交関係公約関於強制解決端之任意議定書
一二、聯合国外交特権及豁免公約
一三、各専門機関特権及豁免公約

**長岡春一　外交通義全**

緒　論

(1)外交ノ観念
(2)外交ト国際法

本　論

Ⅰ　国　家

(1)国家ノ性質
(2)国家ノ創設、滅亡及ヒ承認
(3)国家ノ種類
　i 主権国
　ii 半主国権
(4)国家ノ権利義務

Ⅱ　国家ノ外交機関

(1)国家外交機関ノ類別
　(i)元首

(ii) 外務大臣
(iii) 外交官
① 外交官ノ沿革
② 使臣
a 使臣ノ授受、拒絶及ヒ其数
b 使臣ノ類別
c 使臣ノ任命、終任及ヒ其職務ノ停止
d 使臣ノ職務、権限
イ、本国政府ニ対スル職務
ロ、人民ニ対スル職務
ハ、駐劄国ニ対スル義務
ニ、使臣以外ノ外交官
(2) 国家外交機関ノ特権
(1) 元首ノ特権
(2) 外交官ノ特権
i 使臣ノ特権
a 使臣特権ノ沿革
b 使臣特権ノ類別
c 使臣特権ノ取得及喪失
ii 使臣ノ家族、従者及ヒ使臣以外ノ外交官ノ特権
iii 第三国ニ於ケル外交官ノ特権
iv 使臣団
(3) 外務省及ヒ外交官々制
(1) 外務省官制
(2) 外交官々制
i 官制
ii 定員
iii 官等
iv 赴任及ヒ賜暇
v 費用
vi 任用
(4) 外交官ノ養成
Ⅲ 外交上ノ礼式
(1) 元首ニ対スル礼式
i 国号及ヒ王号
ii 席次
(2) 使臣ニ対スル礼式
i 着任ノ謁見
ii 外交上ノ訪問
iii 終任ノ謁見
iv 使臣ノ席次
Ⅳ 列国会議
(1) 公会及ヒ会合
(2) 列国会議ノ召集及予定条約
(3) 列国会議ノ開会
(4) 外交上ノ用語

(5) 外交談判
V 条約及ヒ外交文書
(1) 条約
i 条約ノ成立
ii 条約ノ形式
iii 条約締結ノ形式
iv 条約ノ協賛・同意及ヒ加入
v 条約ノ有効
vi 条件条約ノ効果
vii 条約履行ノ担保
viii 条約ノ解釈機関及其解釈法
ix 最恵国条款
x 条約ノ消滅
xi 条約ノ確認、延期、及ヒ更新
(2) 外交文書
i 信任状
ii 委任状
iii 解任状及其答翰
iv 訓令及報告
v 宣言及ヒ反対宣言
vi 覚書及口上書
vii 書翰



I 国際政治を支配する民論の力
(1) 外交と民衆主義
(2) 国民外交と官僚外交
(3) 外交と言論機関
II 外交と議会
(1) 議会の外交監督権
(2) 外交監督権の運用
III 外交機関の構成及び運用
(1) 外務官庁及び外務行政官
(2) 遣外使臣
i 使臣の一般的性質
ii 現代の使臣制
iii 使臣の特権
iv 使臣と国書
v 使臣の就任及び離任
vi 使臣の職責
(3) 外交官の任用及び勤務
i 任用試験
ii 任用後の教育
iii 外交官の支給
(4) 外交官以外の在外公館附諸官

(5) 領事制度
i 概説
ii 領事の職務
iii 領事官の任用及び勤務
iv 名誉領事
v 領事の効用及び活用

**芦田均　国際外交の知識**

I 外交の現実
(1) 外交とは何ぞや
i 本来の外交
ii 国際関係
iii 国民の生存権
iv 平和的な作用
v 外交機関
vi 外交関係
vii 定義
(2) 外交の本質
i 国益の追求
ii 国力の総和
iii 戦争か平和か
iv 平和か正義か

II 外交の進化
(1) 外交の史的概観
i 外交の起源
ii 中世の外交
iii 外交の三時代
iv 本質進化による三期
v 資本主義の三時代
(2) 近代外交の特色
i 三つの傾向
ii 外交の民衆化
iii 常設国際機関

III 外交の機構
(1) 外交の国家機関
(2) 外交機関の活動
(3) 外交の国際的機関

IV 外交方針と外交政策

V 外交上の主義

VI 国際平和への道

**坂野正高　現代外交の分析**

I 外交とは何か
(1) 映像と現実

(2) 外交の意味　その多義性
(3) 外政機構と外交文書
II 外交官
(1) 外交官の不評判
(2) 外交官の歴史的な起源
(3) 常駐外交官制度
(4) 在外公館
(5) 外交官の理想像
(6) 領事
III 情報　その収集、分析、総合
(1) 在外公館の情報入手
(2) 外務省への報告
(3) 外務省における情報の処理
IV 政策決定
(1) 総説
(2) 外務省における決定過程
(3) 外務省と他の諸官庁、非政府機関との協議　外交と内政との相互関連
(4) 内閣における政策決定
(5) 若干の問題点
V 外交交渉
(1) 序説
(2) 通常の外交経路による交渉
(3) 国際会議―「会議外交」と議会式外交
(4) 首脳者会談
(5) 政策決定と外交交渉との相互関連―フィードバック再論
(6) 総括―チャールズ、ウェブスターの外交交渉論
VI 外交の民主的統制
(1) 序説
(2) 議会によるコントロール
(3) 世論によるコントロール
(4) シビリアン・コントロール

まず最初に対象としたのは、マルテンスの外交実務軌範（マヌエル・デイプロマティク）であつた。その構成は上述の目次によるけれども、注目すべきことは、その外交研究が今日の外交学ないし国際法学の先縦として結構枠組において基礎が立派に築かれていることである。それは、一五〇年前に書かれたものであるに拘らず、マルテンスの外交視座は今日でも通用する多くのものをもつていると思われる。いまここでは、外交学の対象領域を確認するために参考となる部分を抜き出すことにする。このマヌエルが外交

官を志す者に対して役立つために、著者が何よりもまず心がけたことは、第一に、ヨーロッパ諸国に通用している国際法の原則を要約をして、外交官の享有する法規、特権免除を他の通説を参照しつつ知らしめることであり、第二には、常駐使節館勤務の交渉に当る外交官の任務と機能について概説し、第三にさまざまな分野の文書作成に際して守るべき形式（フォーム）、スタイル、公式儀礼に関する一般原則を示すことであった。[1] これは、後で外交学の対象としてとりあげている要目を更にとりまとめたものであるが、それは詳しくは

(1) 平戦時を問わず国家間の関係を律する国際法
(2) レーゾン・デターに基く政治的格率（マキシム）（それは国際法と折合うべきもの）
(3) 外交官の特権と義務の認識（コネサンス）
(4) 交渉法ないしは国家間の利害対立論争に当つて従うべき運び方
(5) 各国の物質的精神的国力測定
(6) 関係の深い国民の政治及び軍事の歴史、すなわち歴代内閣の歩みと傾向
(7) 統治、優越、維持、均衡、中央集権、連合形態などのような運営方式
(8) 外交公式文書作成法

であるとしている。[2] その構成は、純粋の国際法学ではないとしても、国際法と未分離の時代の特徴をあらわにしているにせよ、今日の外交学の骨格をつくつているといつてよいであろう。

アーネスト・サトウの著書もまたこのマルテンスの流れをひくものであるが、ただそれは英国の伝統として実証的な事例がきわめて豊富であること、また初版後四十年を経た後に後学がそれを新しい資料で補充し、国際連合の専門機関から、ヨーロッパの統合機構の諸形態までふれているのに見られるように、その最近版は、現代外交研究の一つの柱としてゆるがぬ権威をうちたてているのを知るのである。われわれは今更ながら、先人の足跡を辿りながら前に進む姿勢の重要さを学ぶの

である。ニコルソンについては、余りにも有名で、あたかも外交学の開祖であるかの如く光つた存在ではあるけれども、それはたしかに外交理論史とでもいうところに特徴があり、制度論としてはサトウに遙かに及ばない。ただ、この部分を一〇〇頁ほどでまとめている手際は流石である。ニコルソンの本が外交学のスタンダート・ワークとされるのは、やはりこの機構制度分析に四章を割いていることからでもあるといえよう。

ストラング、バスクについては、すでにとりあげているので省略し、米国の著書にふれておきたい。フォスターの本は、二〇世紀初頭に書かれたということから、米国の姿勢がヨーロッパの学者のすでに手がけている分野には深入りせず、アメリカ外交の発展のためという意識が強いのは面白い。最近のベイリーについていえば、これは題目が外交術になつているけれども、単なるテクニックを解説したものではなく、むしろアメリカ外交政策の指針ともいうべき貴重な行動原理を含んでいる。それは、軍艦は最良の大使であるという旧い考え方を批判して、宣戦布告は外交失敗の公的告白であり、平和づくり（ピースメイキング）は戦争づくりよりさらに才能を要する仕事であるなどという議論を巧みに説いた興味深い意見が随処に述べられて居り、(3) まさにいかに外交を実践するかの「外交運用術（アート・ディプロマスイ）」の表題にふさわしい。この行き方は、題名こそバスクの「外交運営術（クラフト・オフ・ディプロマスイ）」に似ているが、内容は活きた現実の外交に焦点をあてているので、これに較べるとバスクの方は静態的な機構制度論として地味なものに見えて来る。ベイリーが外交史学者の立場で書いたこの本は、国際法系統の英仏の伝統的なマヌエルとは異つた精彩をもつている。なお、ここに全目次をあげる余裕はないが、ぜひ補充しておきたいものに、バートンの「外交の体系分析」がある。それは行動科学的アプローチのところ例えば、第一部「体系と国家」「第二部」「国家の行動」第四部「ガイドライン」はここでは割愛して、第三部「外交」の部だけを紹介することにすれば、次の四項目である。

外交

I　(1)　政策決定における理論の役割　(2)　新しい思想体系

1　大論争
2　外交官と科学者
(3)　国家の責任
1　国家的レベルの分析
2　防衛構造
3　予測の役割
(4)　外交
1　伝統的外交
2　現実の政策決定
3　行政の問題[4]

以上の通り、この外交研究のアプローチは、古典的外交学とは全く行き方を異にしており、また本稿の範囲内において政策決定過程はとりあげないという立場をとつていることからすれば、除外すべきであろう。しかも、この簡単な関係目次だけをあげたのは、外交学の問題点がこの分野にかかわつているということだけは指摘しておく義務を感ずるからである。

次に、西欧の外交学ばかりに目を向けて来たけれども、東洋にも中国、インドでの研究があることを看過できない。これには現在手が及ばなかつたのであるが、偶々最近入手した中国の外交学の本を繙いてみて、その概論としてのまとめ方が頗る要領を得ていると思われたので、この紹介のみを行つておくことにする。まず、この「外交学」という表現は、わが国においては殆んど見かけず、独立した著作はなかつたのに、隣邦では以前から立派にそれが存在していたのである。すでに清朝末期から西欧外交の行き方を導入して、中国の外交研究は行われて居り、一八九八年には、張香濤著『洋務備要』六冊が著され、また一九三七年には揚振先編として「外交学」が出されているし、また同年には、王卓然、劉達人編の「外交大辞典」が出版されている。[5] 戦後には、一九六二年、李其泰編著外交学が刊行され、その内容は、第一章・外交概論、第二章・外交政策、第三章・外交機関、第四章・常設使館、第五章・国際会議、第六章・領事制度、第七章・外交特権及豁免という順序で説かれていて、概ね外交学の体系的構成をなしている。それは簡要な外交に関する教科書である。

最後にわが国の研究に及ぶと、わが国外交学研究の草分けとも称せらるべき長岡春一著「外交通義」を繙くとき、長岡博

士がフランス語系の外交官であつたせいか、それは頗るマルテンス流の国際法の臭いが強い。それはマルテンスの「外交規範」にあるように、外交学は元来国際法学と表裏をなし、その一部であるとさえいえる位である。次に、わが国で外交史学との関係を強くしながら、外交学の建設に寄与したのは、信夫淳平博士であるが、その中でも、外交機構の研究に重点をおいたものに、「外政監督と外交機関」がある。それは外交機関の組織の分析に及ぶ前に、外交と民主主義及び言論機関の関係、官僚外交と国民外交の本質などを検討したもので、外交学を機構制度論に重きをおいてとるときには、この本は、わが国において最も詳密な研究成果で、わが国外交学関係の代表的著作の一つとしてあげらるべきものである。

最近のものとして、坂野正高著「現代外交の分析」がある。本書は、従来外交政策論に傾いていた外交論に対して、理論的見地から現代外交の分析を行い、「情報・政策決定・外交交渉」という副題をつけて現代政治学的方法をも加味したものである。従来の外交学が何といつても制度論に重点があつたのに較べて、本書は外交概念の検討から始まつて、外政機構から、情報、政策決定、外交交渉にまで及んだ体系的外交論である。それは外交過程もとりあげているが、やはり制度分析としては記述的な機構論の域を脱しないとはいえ、現代外交の学問的研究書としては最も包括的で広汎な問題領域に手をそめた最先端を行くものであることに間違いない。

(1) Martens Chales de ; Manuel Diplomatique Avaut-propos VIII

(2) Martens., ibib., p. 3-4.

(3) Thomas Bailey ; ibid., p. 230.

(4) 邦訳の「外交」の部分は、ちようど一〇〇頁であるが、そのほかのところ、例えば「ガイドライン」の章など外交分析に示唆するところが多い。

(5) この中国書紹介に当つては、慶大大学院博士課程の林猛雄君の助力に負うところが多い。中国語には全く知識がないのにも拘らず、適訳が出来たのは、同君のお陰である。なおもとをただせば、本書の存在を知つたのは、林君の作成してくれた文献目録によつたのであるから、その意味でも、同君に心から感謝したいと思う。なお、外交学文献目録（本誌四六巻一〇号掲載予定）にもこれが収められているが、本稿に関連してこの目録を参照されることが望ましい。これに関して慶大の同僚池井優君が、本年（一九七三年）七月初旬台北に出張の際、本書を購めて来られた好意に対しても深謝する次第である。

## 五　むすび

ここに外交学というとき、最広義にとつて外交史も外交思想も入れるならばとにかく、一応概論的なアウトラインを劃定しようとするならば、筆者は、まず、外交本質論で外交の概念規定から入り、次に外交発達論として、外交の発生、起源、発展の歴史的経過を辿り、第三番目に外交の主体と客体を検討して、外交政策との関係に及ぶ外交統制論、第四に外交機能論をとりあげ、最後に外交制度論に及ぶという順序で、伝統的な外交学の体系をはじめ構想していたのであつた。しかし一九世紀初頭以来の外交学発展の流れを顧みるとき、ここで新しい外交学へ進入する前に、やはり過去の蓄積をいま一度整理し、それを基にして出立すべきであると考えたのである。それには、陳腐な仕方であるとは思つたが、東西の新旧代表作を選び出して、目次比較の形で、外交学の枠組構成を探つてみた結果、以上のような形態を知つたわけである。

たしかに、今日外交学の研究は国際政治学の隆盛におされて、古色蒼然たる姿を呈していることは事実である。古典外交の衰退という趨勢の前には、外交学は時代おくれの学問であり、国際政治学が、これにとつて代るものとして登場しているのを否むことが出来ない。国家主権の対外発現としての外交が、国際社会の統合発展の潮流の中でおし戻されて変容を余儀なくされている現在、国益中心主義外交の研究の影がうすくなつているのも当然といえよう。

それにも拘らず、今日のマクロ的な国際政治学に対して、ミクロ的な外交学の研究が要請されているとしたならば、それはやはり外交という基本的な機能存在を抜きにしては、グローバルな国際政治学研究も高層建設材料を欠落するであろうからである。外交は、国内政治と国際政治とを結びつけるかすがいの役割を演ずるものであり、この両者の結節部分を構成するものである。この意味において、外交は国際政治の発展のうらにつきまとつている重要な要素であるのみならず、またそれは、平和のための方法手段として正しくとらえられなければならない。外交は単なる自国の利益のための交渉技術ではな

く、現在では人類が平和に生きていくための国際生活法である。そのためにも外交研究は真剣に進めらるべきであつて、その外交学建設のための整地作業の一部が本稿である。